



A E O（認定事業者）制度

～特定保税承認者を中心にして～

Authorized Economic Operator Program

AEO制度とは ～我が国のAEO制度～

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層の円滑化とセキュリティ確保の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

AEO制度とは？

1. 事業者は、自社が関与する物流において

- ①税関手続等に関する法令を遵守すること（コンプライアンス遵守）
- ②取扱貨物の安全を確保していること（セキュリティ管理）

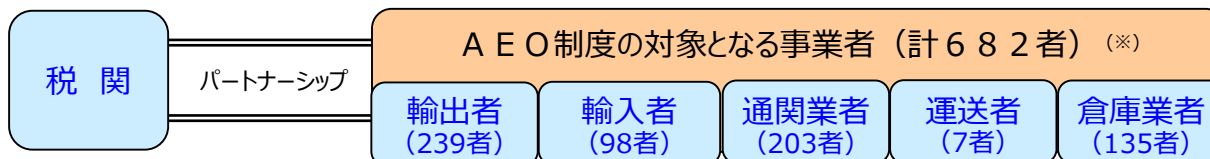
を税関と共にあらかじめ確認

2. 税関は事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として簡素化・迅速化した税関手続を提供

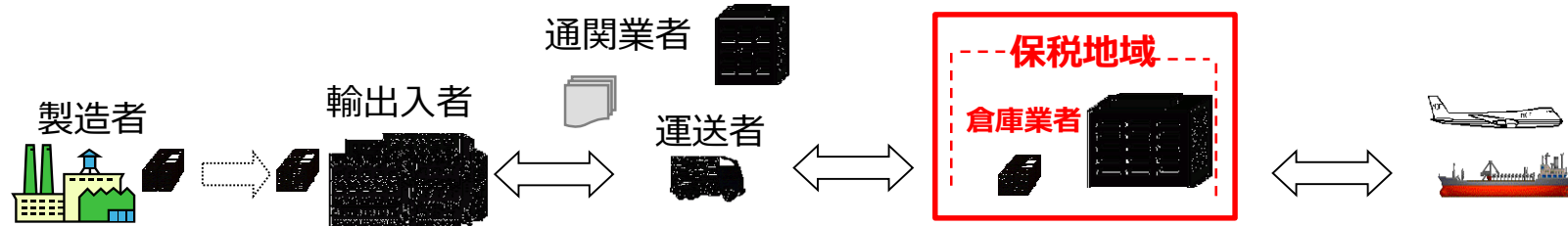
事業者様と税関とのパートナーシップ



※：平成30年10月1日現在



税関



サプライチェーン全体を通じたセキュリティの確保と適正な税関手続きを実現

(参考) 長崎税関における認定事業者等

長崎税関における認定事業者

制度	事業者名	認定・承認日
特例輸入者	(株)イケヒコ・コーポレーション	H13.3.26
特定保税承認者	(株)丸金佐藤造船鉄工所	H20.6.3
	鹿児島海陸運送(株)	H21.6.12
	JX喜入石油基地(株)	H23.2.25
	鳥栖倉庫(株)	H25.3.22
認定通関業者	後藤運輸(株)	H23.6.15
	松木運輸(株)	H29.6.19
	鹿児島海陸運送(株)	H30.6.22

長崎税関管内に届出蔵置場をもつ特定保税承認者

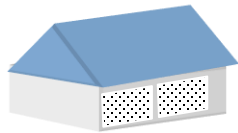
承認税関	事業者名	届出蔵置場	備考
横浜	味の素物流(株)	1か所	久留米
長崎	鹿児島海陸運送(株)	1か所	鹿児島
神戸	(株)上組	7か所	八代、鹿児島5、志布志
長崎	JX喜入石油基地(株)	1か所	鹿児島
門司	(株)ジエネック	1か所	久留米
長崎	鳥栖倉庫(株)	1か所	久留米
東京	日本通運(株)	3か所	鹿児島、志布志2
長崎	(株)丸金佐藤造船鉄工所	1か所	長崎本関
東京	(株)マルハニチロ物流	5か所	久留米3、鹿児島、枕崎

(いずれも平成30年9月1日現在)

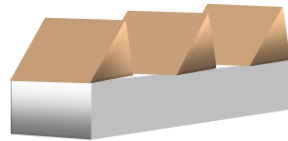
特定保税承認者の“ベネフィット”

【保税許可】

[保税蔵置場]



[保税工場]



(許可要件)

- ・過去3年間、関税法等の規定に違反していないこと
- ・十分な資力及び業務遂行能力があること
- ・場所、設備が保税蔵置場等として適当であること
- ・暴力団員等でないこと

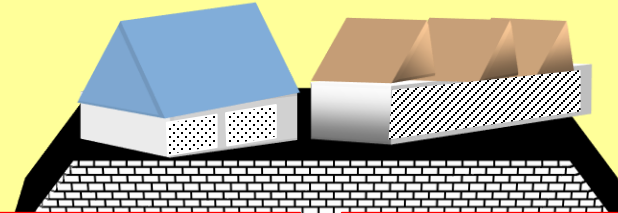
(措置)

- ・税関長の許可により保税蔵置場等を設置
- ・保税蔵置場等ごとに許可の更新手続が必要
- ・許可期間は**最長6年**
- ・一定期間ごとに貨物管理業務等に係る税関の検査
- ・保税蔵置場等ごとに許可手数料を納付

【特定保税承認】

[保税蔵置場]

[保税工場]



コンプライアンス

セキュリティ

(承認要件)

- ・3年以上継続して保税蔵置場等の被許可者であること
- ・過去3年間関税法等の規定に違反していないこと
- ・暴力団員等でないこと
- ・法令遵守規則を定めていること
- ・NACCSを使用して行う能力及び業務を適正かつ確実に遂行する能力があること

(特例措置)

- ・届出により保税蔵置場等を設置することが可能
- ・届出保税蔵置場等ごとの更新手続が不要
- ・承認期間は**8年**（届出期間は承認期間と同じ）
- ・コンプライアンスを反映した保税検査（事後監査）
- ・届出蔵置場に係る**許可手数料を免除**

特定保税承認者の皆様をお願いしている「コンプライアンス」とは

法令遵守・業務適正遂行を基本方針とした**業務運営・体制整備**

体制整備

- 社内組織の整備
 - ・最高責任者の指名
 - ・総括管理部門等、各部門の設置
 - ・各部門責任者の指名
 - ⇒ **総括管理部門等の権限、責任体制の明確化**
- 報告体制
 - ・社内における報告・連絡体制の整備
 - ・所管官庁との報告・連絡体制の整備
 - ⇒ **異常発生時における適切な情報伝達**
- 原因究明体制
 - ・事故発生後における原因の特定
 - ⇒ **再発防止を重視した取組み**

法令遵守等・業務適正遂行

- 業務手順の整備
 - ⇒ **チェック事項、相互牽制機能の明確化**
- 教育、研修の実施
 - ⇒ **関係法令等の知識の社内浸透**
- 内部監査の実施
 - ⇒ **業務遂行状況等の定期的なチェック**
- 業務委託先の管理監督、指導、評価
 - ・委託先による業務の適正遂行状況の確認
 - ⇒ **リスクコントロール**

事故等の発生を可能な限り防止

※事故が発生した場合でも…

自主的な報告及び**再発防止策が講じられる体制**の構築

特定保税承認者の皆様をお願いしている「セキュリティ」とは

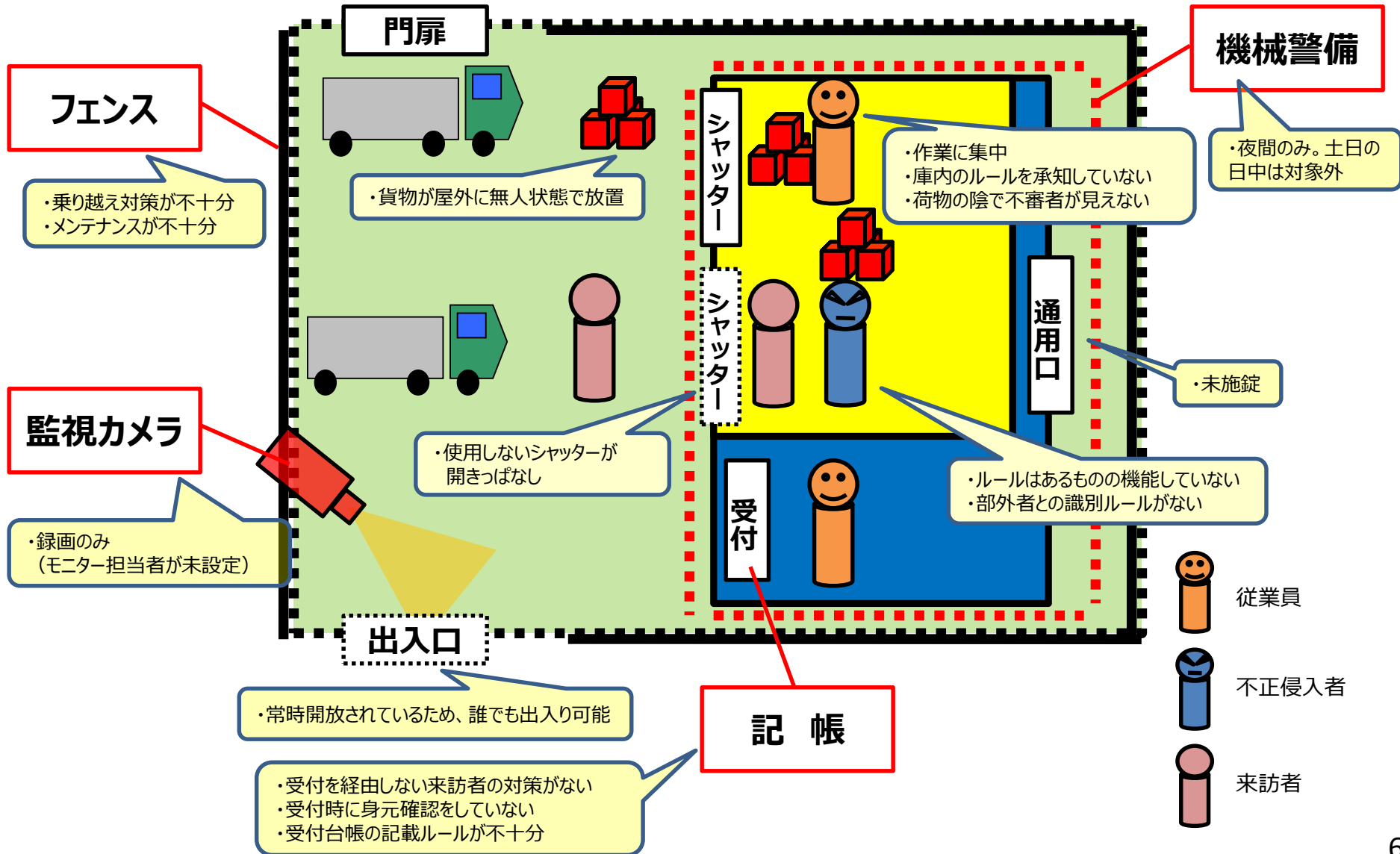
取扱貨物に「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制の構築



1. 物理的セキュリティ	
動線管理	入出場動線の構築を通じ、外部からの不正侵入者を容易に発見できる環境を整備する
コンテナ管理	コンテナの適正な管理を通じ、知らない間に改造コンテナを利用させられ、結果として規制物資の供給を手助けするリスクの排除を図る
2. 人的セキュリティ	
人的管理	従業員（含・派遣社員等）への研修等を通じ、内部不正の発生を抑止するとともに、外部からの不正侵入者を容易に発見できる環境を整備する
業務委託先管理	業務委託先企業への的確な管理等を通じ、サプライチェーン上のリスク低減を図る
3. 情報セキュリティ	
情報管理	コンピュータネットワークへの不正アクセスを防止し、出荷情報や顧客情報を不正利用されない環境を構築する。 (紙媒体の情報も同様)

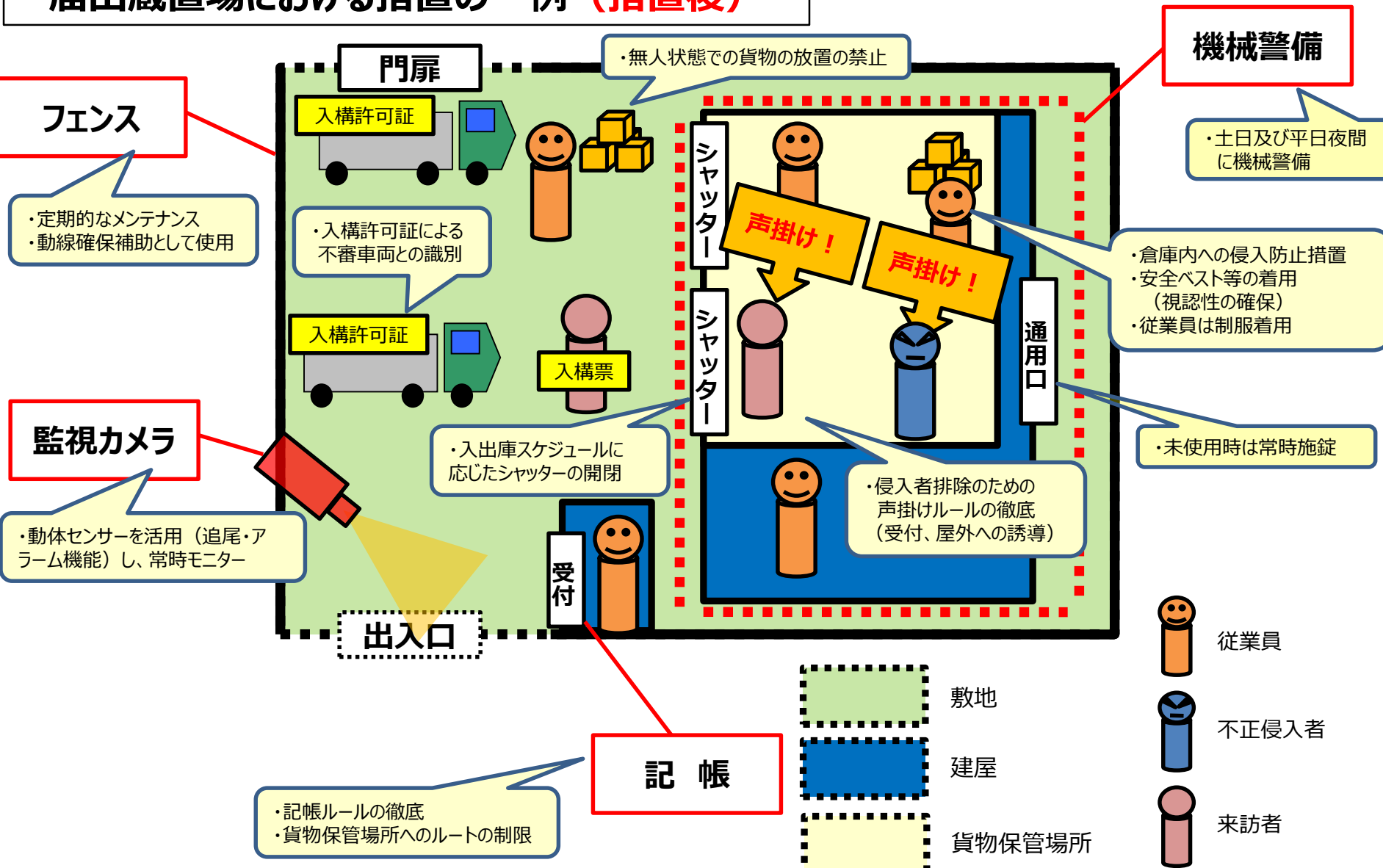
届出蔵置場における措置の一例①

届出蔵置場における措置の一例（措置前）



届出蔵置場における措置の一例②

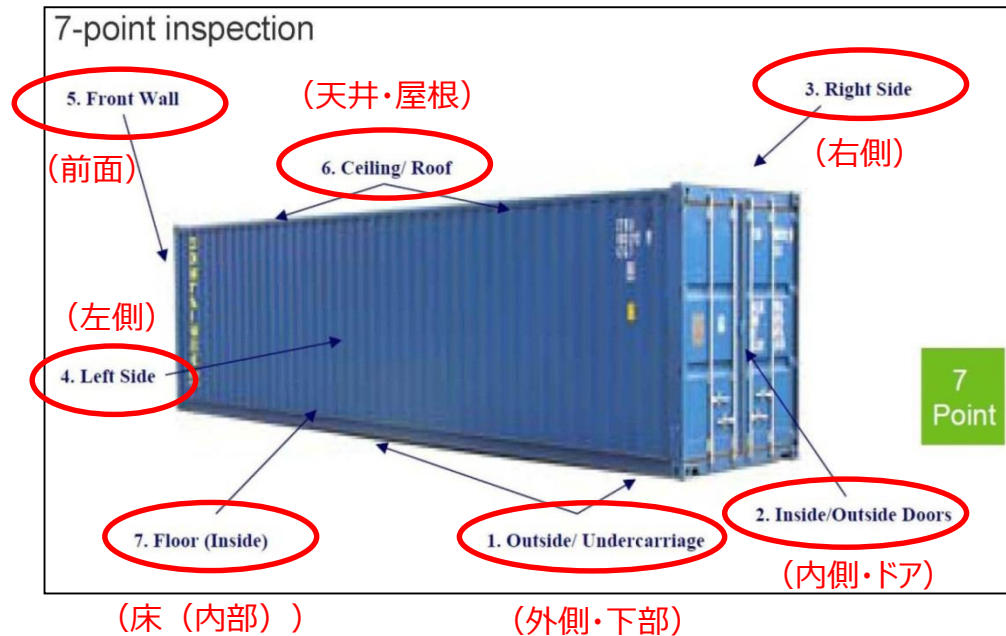
届出蔵置場における措置の一例 (措置後)



届出蔵置場における措置の一例③

コンテナセキュリティ（7点チェック）

目的：運搬具（コンテナ）の不正利用阻止



【ポイント】

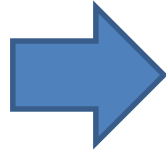
- ① コンテナに異常（不正な貨物の隠匿場所）がないかの確認プロセスの構築
 - ・ 目視検査（他の部分と異なる膨らみ、色の違いの有無）
 - ・ 打検（他の部分と異なる音はしないか）
- ② コンテナシールに異常（工作）がないかの確認プロセスの構築
- ③ 上記、確認結果の記録化
- ④ コンテナシールの保管場所に係るセキュリティの確保
 - ・ 社員が常駐する事務所内（部外者が接触困難な場所）への保管
 - ・ 作業場所（倉庫）内の施錠可能な場所への保管

など

など

届出蔵置場における措置の一例④

コンテナを改造した不正薬物の隠匿事例



コンテナの改造事例



・外部は改造されていることが分からないよう塗装されており、内部から確認しなければ発見できなかった。



※写真はイメージ



特定保税承認者の取得を目指すに当たってご留意いただきたい事項

① 事業者としての意思決定

：全社的な取組みが前提となるため、事業者としての意思をお伺いしています

② 経営幹部の関与

：上記①に関連して、幹部の方（代表者含む）の積極的な関与をお願いしています

③ 社内体制の構築

：AEO事業者としての業務遂行のため、社内体制（部門）を構築していただきます

④ 業務手順の文書化

：社内の通関関係手続について、手順書等により文書化（明確化）していただきます

⑤ 事業者としての承認手続きと届出蔵置場等の届出手続きは別

：届出蔵置場として必要なセキュリティを別途、整備していただきます

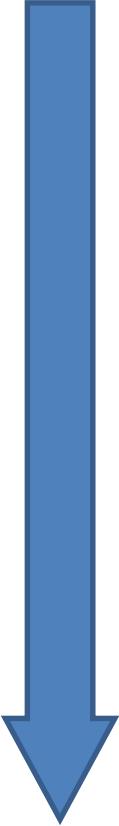
⑥ 監査の実施

：認定後、定期的に税関による事後監査を実施します

⑦ 承認期間は8年

：8年ごとに承認の更新手続きが必要です

※ 承認に向けたスケジュールの一例



① 社内検討	・社内における検討 ・税関担当部門への相談 等
② 取得に向けた社内決定	・税関との面談（協議） ・全社的な取組みについての合意形成 等
③ AEO体制の整備	・各担当部門（総括管理部門）の設置 等
④ 法令遵守規則・手順書等の整備	・法令遵守規則、手順書等の作成 ・業務実態との整合性及び実効性の確認 等
⑤ 社内体制の試行・自己評価	・整備したAEO体制の試行 ・ 不具合があれば③又は④の再検討 等
⑥ 税関による実地調査	・法令遵守規則等と実際の業務内容の整合性を確認
⑦ 申請・承認	・申請書類の作成、提出
⑧ 監査の実施	・自己監査の定期的な実施 ・税関による事後監査の実施

税関は事業者（協議者）の皆様における検討状況を適宜把握（確認）させていただき、必要に応じてアドバイス等を行います。

特定保税承認者に係る関係法令等（一部・保税蔵置場の場合）

①関税法

- ・第50条（保税蔵置場の許可の特例）
- ・第51条（承認の要件）
 - ・関連：第42条第1項、第43条第2号から第7号、第54条第1項

②関税法施行令

- ・第41条（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手續）
- ・第42条（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）

③関税法施行規則

- ・第4条の2（届出場所の基準）
- ・第4条の5（法令遵守規則の記載事項）
- ・第4条の6（承認申請書の記載事項）

④関税法基本通達

- ・50-1（届出の取扱い）
- ・50-3（特定保税承認者の承認申請手續）
- ・51-1（承認の審査）

⑤その他

- ・特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）

AEO事業者の承認に向けて ～特定保税承認者の承認要件～

特定保税承認者に係る承認要件

法令上の承認要件



具体的には…

- ・許可取消しから3年を経過していないこと
- ・蔵置場等の許可から3年を経過していること
- ・一定期間法令違反がないこと
(関税法については過去3年間、それ以外については過去2年間)
- ・暴力団員等との関与がないこと

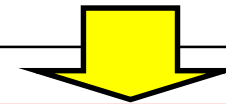
- ・必要に応じて調査(確認)
(暴力団関係については税関から警察照会を実施)

- ・業務を適正に行う能力を有していること

- ・NACCSにより貨物管理業務を行うことができる環境及び能力を有していること
- ・貨物の管理体制及び保全体制が整備されていること

- ・法令を遵守するための事項を記載した規則(法令遵守規則:CP)を整備していること

- ・関税法施行規則第4条の5に規定される事項が記載されていること
- ・上記事項が国際運送貨物の管理に係る業務を法令に照らして適正に履行するための体制及び手順が整備されていること

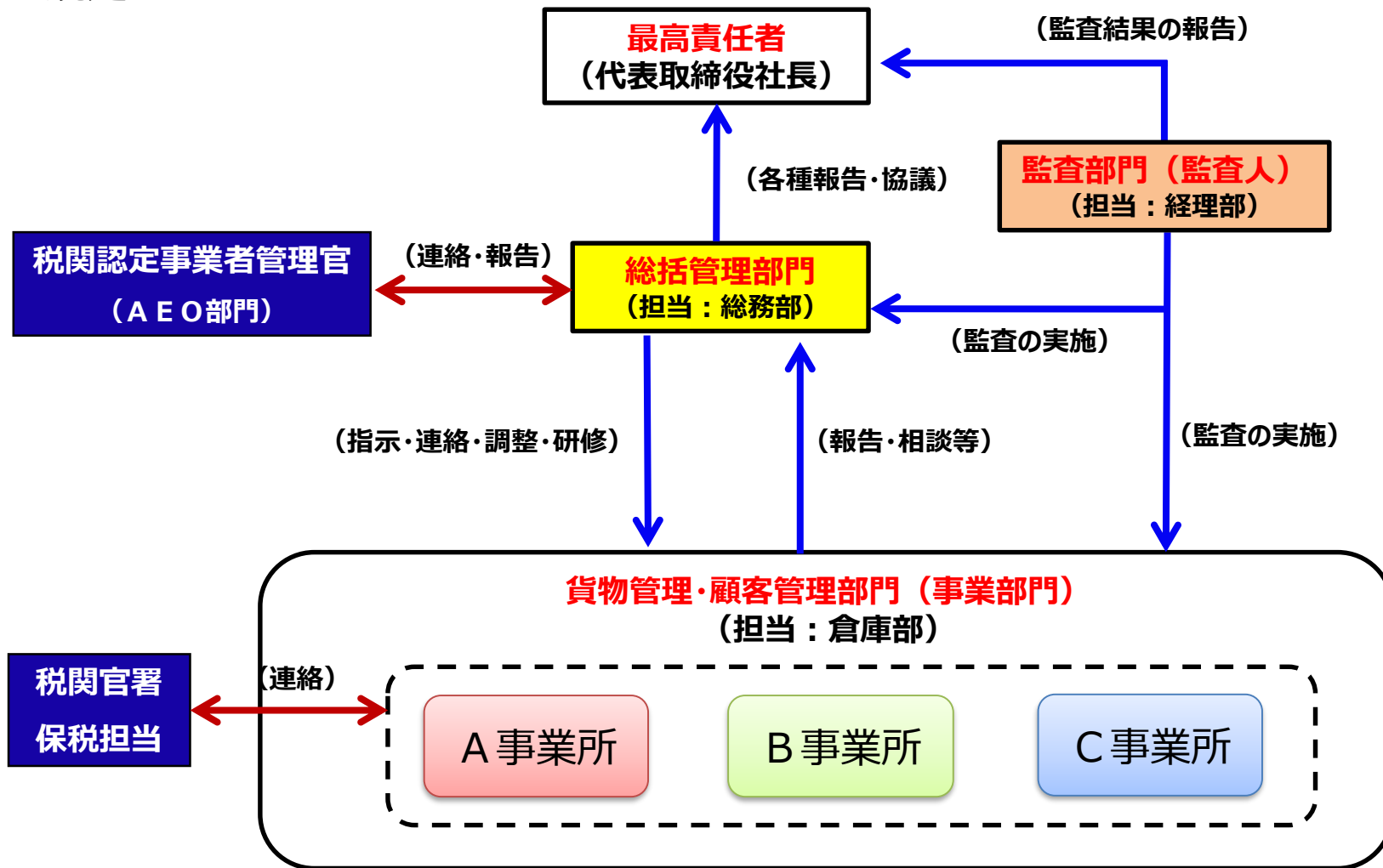


特例輸入者の承認要件等の審査要領について 別紙2「法令遵守規則の記載内容及び内部体制に関する審査事項一覧表」により確認

AEO事業者の承認に向けて ～社内体制及び報告体制の一例～

・関税法施行規則第4条の5第1号

法令遵守規則に記載すべき事項の一つとして、担当部門及び責任者の設置について規定



※この表は特定保税承認者に係る体制の一例であり、実際は事業者様の実情に合わせて整備していただくことになります。

特定保税承認者に求められる各担当部門の業務（一例）

・総括管理部門

- ・ A E O事業者としての業務の総合管理（調整）
- ・ 関係部門（最高責任者含む）及び税関等各関係官庁との報告・連絡体制の整備
- ・ C P、手順書等の改訂
- ・ 関係部門、顧客等からの相談対応
- ・ 業務委託先に対する委託の適否の判断及びその後の指導・監督
- ・ 社内研修・訓練の立案及び実施
- ・ 顧客からの依頼に対する受託の適否の判断

・貨物管理・顧客管理部門（事業部門）

- ・ C P、手順書等に規定された貨物管理業務の適正な履行
- ・ あらかじめ整備された体制に基づく適切な報告・連絡
- ・ 各種税関手続等が法令に適合しているか否かの審査

・監査部門（監査人）

- ・ 監査手順書等に基づく内部監査の定期的な実施
- ・ 最高責任者及び総括管理部門への内部監査結果報告

※これらの内容は代表的なものであり、詳細については「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙様式2「法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート」によりご確認ください。

法令遵守規則（CP）、業務手順書等に規定されるべき事項（一例）

① 事業者における体制に関する事項

- ：各担当部門の設置、及び業務遂行に適切な責任者（最高責任者含む）の配置
- ：社内及び税関をはじめとする各官公庁との連絡・報告体制の整備

② 業務処理手順に関する事項

- ：保税関連業務に係る処理手順の文書化（手順書等の整備）

- ・業務の引き合い ・受託の判断（顧客管理） ・関係書類の受渡し
- ・貨物状況の把握手順及び体制の整備
- ・各種申請書の作成、審査（チェック）、申請 ・倉庫のセキュリティ措置
- ・帳簿類、書類の保存

等

- ：情報セキュリティの確保（アクセス制限、データバックアップ体制 等）

③ 業務委託先に関する事項（業務委託を行っている場合）

- ：委託適否の判断、指導及び監督

④ 内部監査及び研修の実施

- ：定期的な内部監査及び社内研修の実施

※これらの内容は代表的なものであり、詳細については「法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート」によりご確認ください。

AEO事業者の承認に向けて ～法令遵守規則等の作成～

【参考】税関ホームページ「AEO制度」

http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm

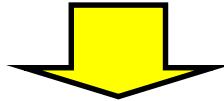
「法令遵守規則等の記載事項に関するチェックシート」、
「法令遵守規則の例（モデルCP）」等が掲載されています。ぜひご覧ください。



「総括管理部門（担当）」に期待されること

「総括管理部門は、法令遵守の観点から、**関係業務を総合的に管理**できる立場にあるか。」

（法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表より）



- ・各部門を**指導、管理できる立場**にある部署（職員）を就けているか
- ・他の部門に**積極的に関与（連携）**できる体制となっているか
- ・必要な報告、連絡は総括管理部門（担当）にも行われる体制となっているか

十分に機能していないと…（例）

- ・業務手順が営業所ごとに異なっているが、総括管理部門の関与がオブザーバー的なものにとどまるため、業務手順の統一を図れない。
- ・ある営業所におけるミス（事故）の情報が総括管理部門に伝えられなかったため、他の営業所においても類似のミス（事故）が発生した。
- ・税関からの指摘事項を業務多忙により長期間放置したため、税関から業務改善措置要求（関税法第52条）が発出された。

監査体制整備の目的

法令遵守体制、セキュリティ対策の実施状況、適正な税関手続きを実現するためのプロセスの履行状況を中立・公正な立場から監査し、必要な是正措置が講じられる体制を構築する

【監査のポイント】

- ・監査担当部署（担当者）の設定
- ・監査対象部署の明確化
- ・監査事項の設定
- ・実施頻度、時期
- ・結果報告体制
- ・改善事項への対応
- ・監査項目の適時適切な見直し

研修体制整備の目的

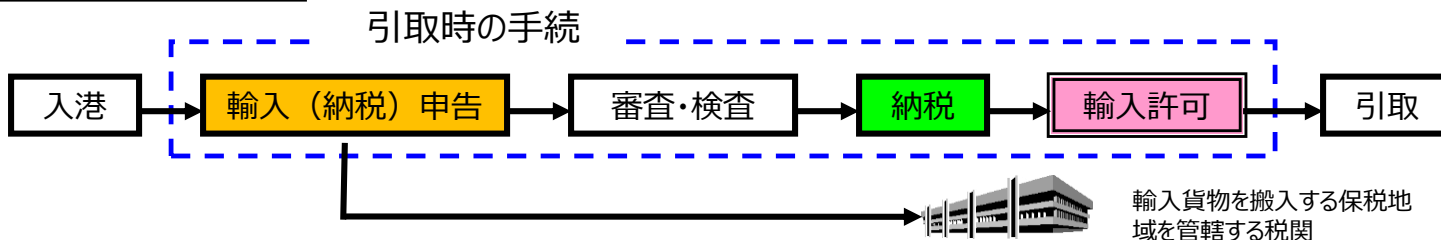
役員、従業員及び委託先に対し、AEO制度の趣旨・目的及びセキュリティの確保の必要性について理解する

【研修のポイント】

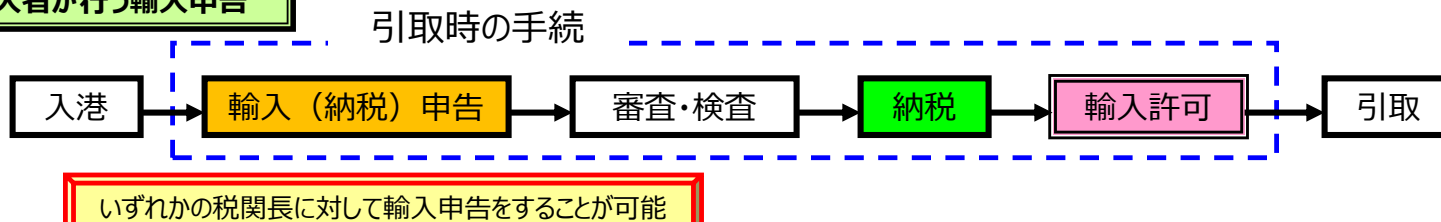
- ・研修計画、教材・資料、講師等
- ・対象者
- ・対象者に応じた階層別の教育
- ・未受講者に対するフォローアップ体制の構築
- ・研修結果の記録化（アンケート、効果測定）

(参考) 特例輸入者の“ベネフィット”

一般輸入者が行う輸入申告

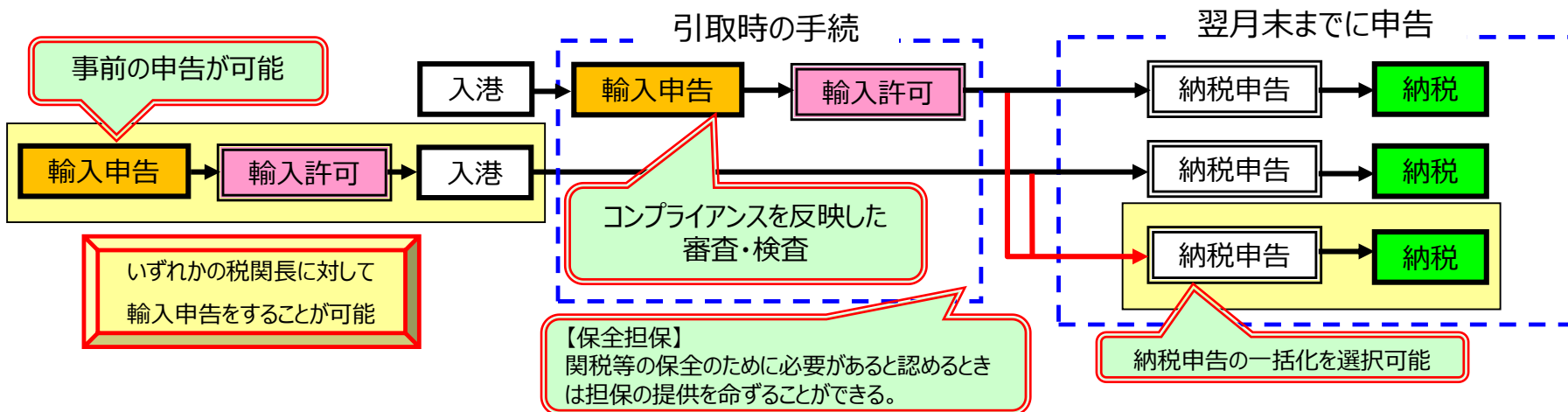


特例輸入者が行う輸入申告



特例申告貨物に係る輸入申告

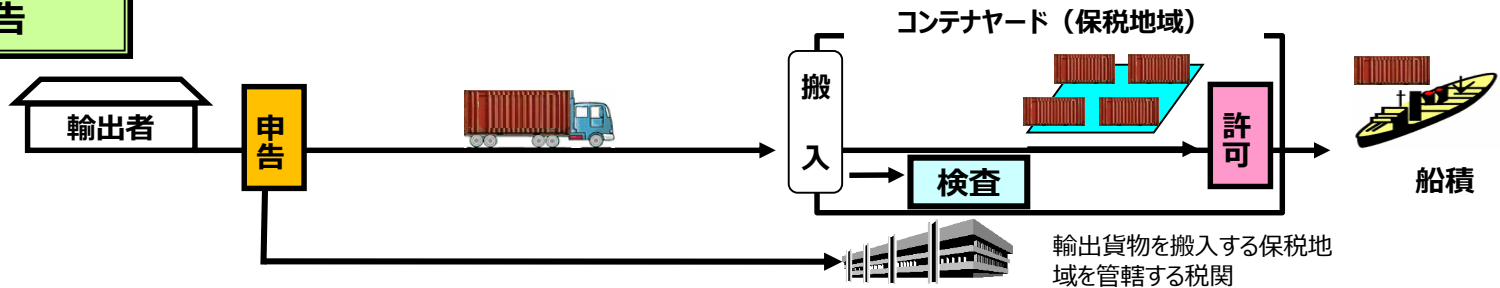
貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された輸入者（AEO輸入者）は、貨物の到着前の申告・許可、貨物の引取り後に納税申告を行うことができる。



(参考) 特定輸出者の“ベネフィット”

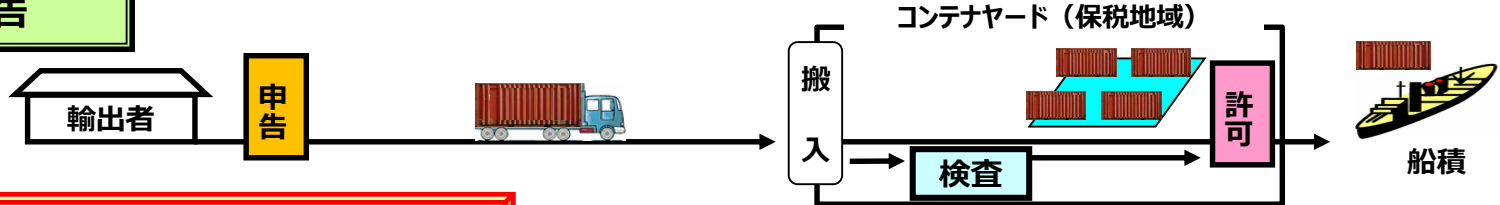
一般輸出者が行う 輸出申告

輸出しようとする貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行うことができる。



特定輸出者が行う 輸出申告

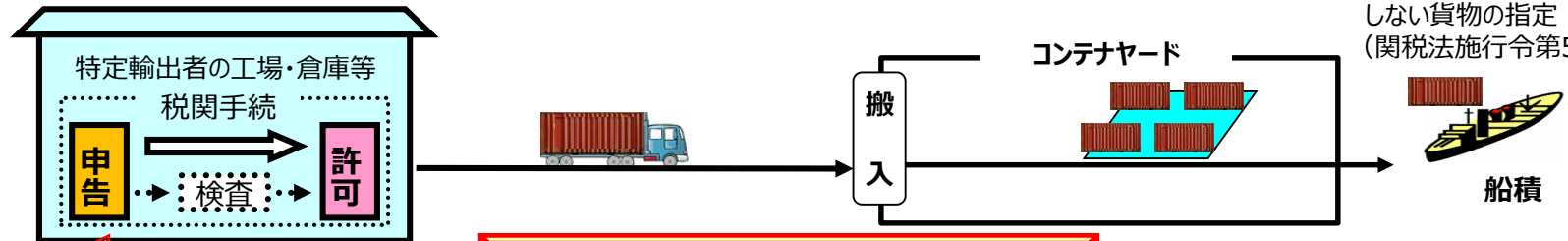
輸出しようとする貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行うことができる。



いずれかの税関長に対して輸出申告をすることが可能

特定輸出者が行う 特定輸出申告

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO輸出者は、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い、その許可を受けることができる。



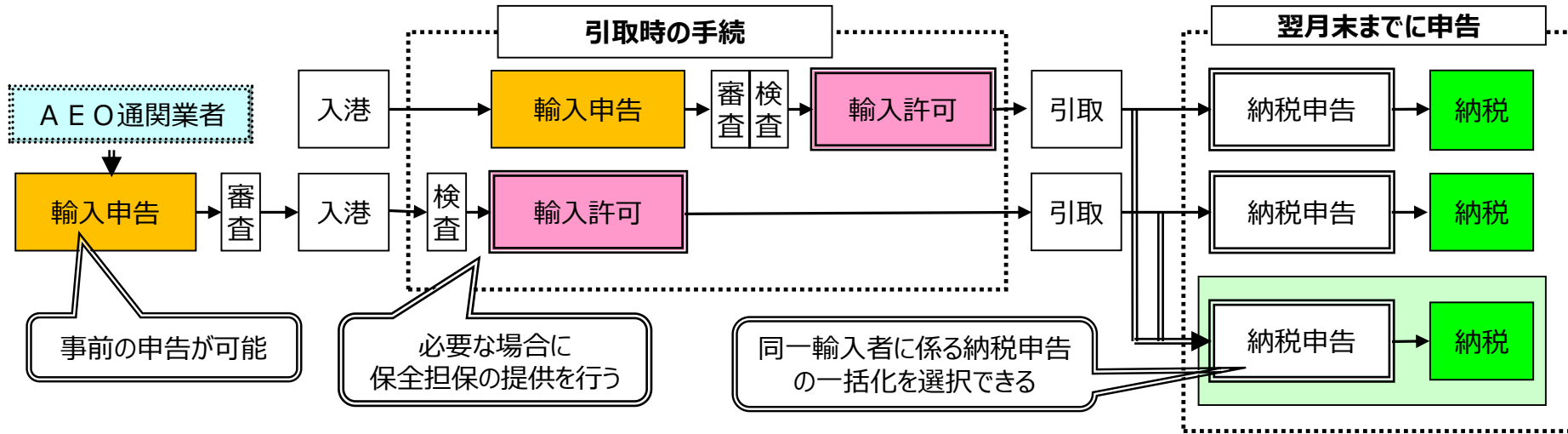
コンプライアンスを反映した
審査・検査

いずれかの税関長に対して輸出申告をすることが可能

(参考) 認定通関業者の“ベネフィット” (1)

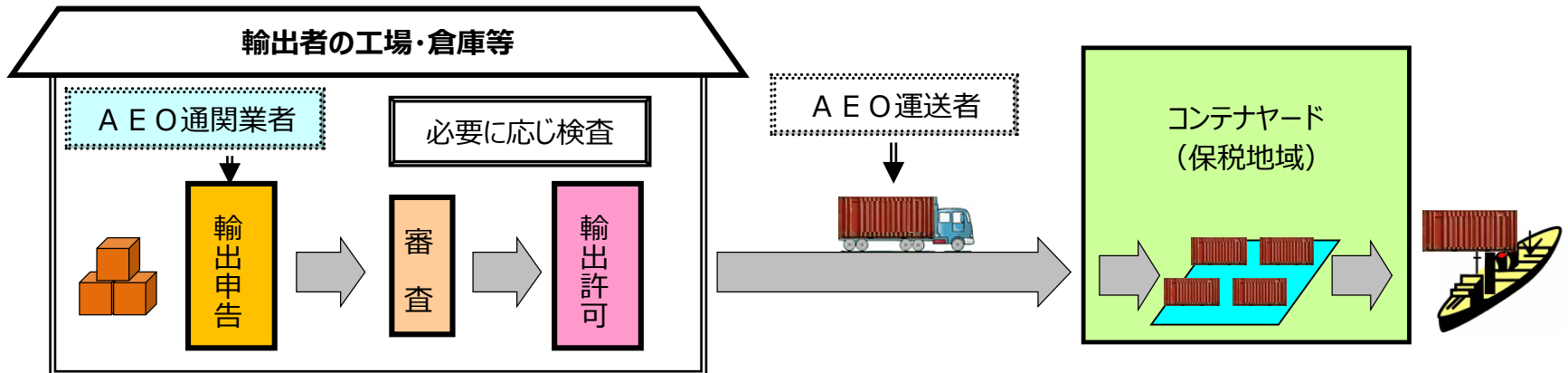
特例委託輸入申告

AEO通関業者による代理申告が行われる場合、貨物の到着前の輸入申告、貨物引取り後の納税申告を行うことができる。(関税法第67条の19等)



特定委託輸出申告

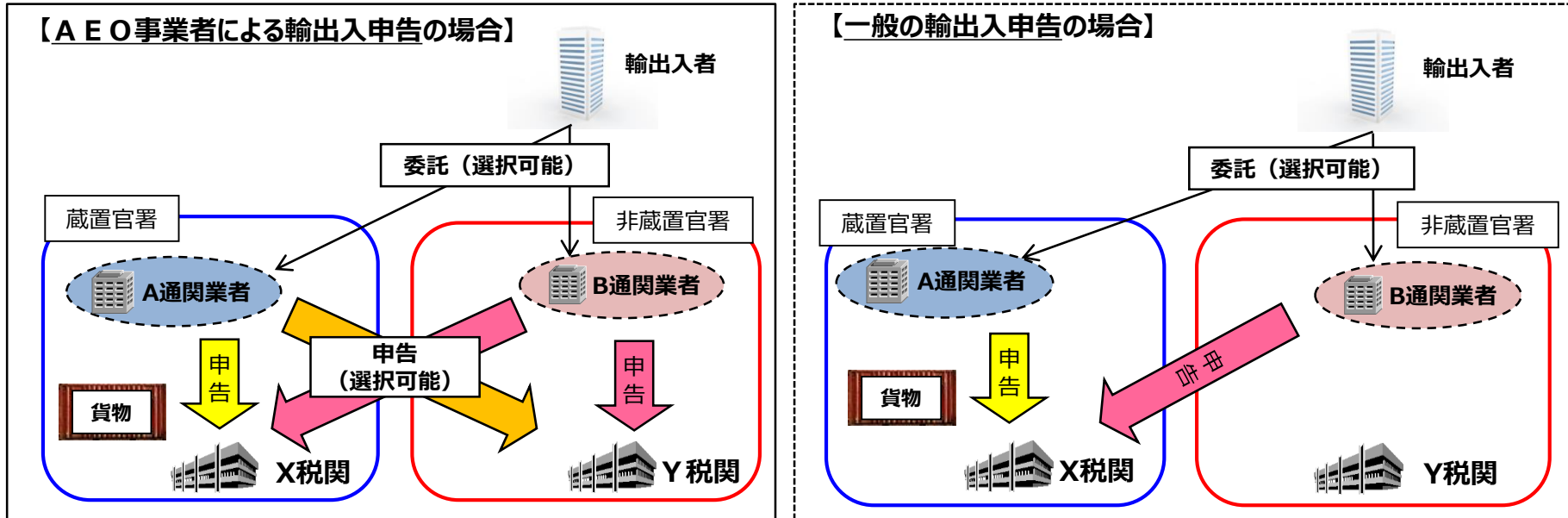
AEO通関業者等により適正な貨物管理が確保される場合、輸出貨物を保税地域に入れる前に輸出者の工場・倉庫等から輸出申告を行い、許可を受けることができる。(関税法第67条の3等)



(参考) 認定通関業者の“ベネフィット” (2)

輸出入申告官署の自由化

蔵置官署に対し輸出入申告を行う原則は維持しつつ、A E O 輸出入者及び通関業者等については、いずれかの税関官署に対して輸出入申告を行うことが可能。(関税法第67条の3及び第67条の19等)



営業所の新設に係る許可の特例

A E O 通関業者は、許可に代えて届出により通関営業所を新設することができる。(通関業法第9条等)



- ・本資料及びA E O制度に関するお問い合わせ先
長崎税関業務部認定事業者管理官 電話：095－828－8801
- ・A E O制度について（税関ホームページ）
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>